様式第十六号の五（四）（別紙）を次のように改める。

様式第16号の５（４）（別紙）

療　養　の　内　訳　及　び　金　額

種別					金額	
初検料 １ はり ２ きゅう ３ はり・きゅう併用	初検年月日 年　月　日　時頃		加算料金 時間外・休日	円	円	
施術料	はり・きゅう	施術の種類	１術　回	２術　回		
	通所		円×　回＝		円	
	訪問施術料１		円×　回＝		円	
	訪問施術料２		円×　回＝		円	
	訪問施術料３		円×　回＝		円	
	訪問施術料４		円×　回＝		円	
	訪問施術料５		円×　回＝		円	
	電療料加算 （1.電気針　2.電気温灸器　3.電気光線器具）		円×　回＝		円	
	特別地域加算		円×　回＝		円	
	マッサージ					
	通所		円×　回＝		円	
	訪問施術料１		円×　回＝		円	
	訪問施術料２		円×　回＝		円	
	訪問施術料３		円×　回＝		円	
	訪問施術料４		円×　回＝		円	
	訪問施術料５		円×　回＝		円	
	温罨法加算		円×　回＝		円	
	変形徒手矯正術 ※温罨法との併施は不可	施術部位 施術回数	（右上肢） 回	（左上肢） 回	（右下肢） 回	（左下肢） 回
			円×　回＝			円
	電療料加算 （1.極超短波（超短波）　2.低周波）		円×　回＝			円
	特別地域加算		円×　回＝			円
	はり又はきゅう及びマッサージの併用					
	通所		円×　回＝			円
	訪問施術料１		円×　回＝			円
	訪問施術料２		円×　回＝			円
	訪問施術料３		円×　回＝			円
	訪問施術料４		円×　回＝			円
	訪問施術料５		円×　回＝			円
	温罨法加算		円×　回＝			円
	変形徒手矯正術 ※温罨法との併施は不可	施術部位 施術回数	（右上肢） 回	（左上肢） 回	（右下肢） 回	（左下肢） 回
			円×　回＝			円
	電療料加算		円×　回＝			円
	特別地域加算		円×　回＝			円
往療料			円×　回＝			円
		夜間往療加算	円×　回＝			円
合計						円

施術日　訪問２②	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通所○　訪問３③																																
往療◎　訪問４④																																
訪問１①　訪問５⑤																																

○往療又は訪問の理由（　１．独歩による公共交通機関を使っての外出困難　２．認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難　３．その他（　　））

備考：（イ）はり・きゅうのみ　　（ロ）はり又はきゅうと一般医療

附　則

（適用期日）

１　この告示は、令和八年十月一日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

３　この告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。